○農林水産省告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道釧路市北園四一の四二〇一・四一の四二八八・四一の四二九八（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一の四二二一（国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県北上市和賀町横川目七地割一八の五六、一八の五九、二二地割二四四の六・二四四の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　用排水路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岩手県北上市和賀町横川目二二地割二四八の一三（国有林）、二四八の三（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県二戸市浄法寺町清水尻四四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村福川一五四六の二九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町北俣字焼尾八七一八の一〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

徳島県名西郡神山町上分字川又西一八〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　一年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十七号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月九日

(一)　国内登録検査機関の名称　テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社

(二)　廃止する事業所の名称及び所在地　テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社広島オフィス　広島県東広島市鏡山三丁目13番26号広島テクノプラザ302号

(三)　変更年月日　平成二十三年三月九日

○海上保安庁告示第六十六号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月九日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

第一条　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型飛行機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え二〇、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MA　854	ビーチクラフト式B200T型	JA　8854 」を削り、
「MA　860	同	JA　8860 」を
「MA　860	ビーチクラフト式B200T型	JA　8860 」に改め、
「MA　725	同	JA　725A 」を